



薬生血発0330第1号
平成30年3月30日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課長
（公 印 省 略）

平成30年度の献血の推進に関する計画等の策定について

血液事業の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「血液法」という。）第10条第1項の規定に基づき、平成30年度の献血の推進に関する計画（平成30年厚生労働省告示第189号）を定めましたので、その写しを別添1のとおりお送りします。

また、血液法第25条第1項の規定に基づき、平成30年度の血液製剤の安定供給に関する計画（平成30年厚生労働省告示第190号）を別添2のとおり定めるとともに、血液法第11条第1項の規定に基づき、平成30年度の献血の受入れに関する計画を別添3のとおり認可しましたので、お知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市区町村及び日本赤十字社都道府県血液センターとの連携を更に深め、血液事業の推進に特段の御配慮をお願いいたします。

なお、本件については、日本赤十字社血液事業本部宛てお知らせしておりますことを申し添えます。